

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	教育改革室	1頁
	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	人材政策室	1頁

お 知 ら せ

平成20年3月26日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成二十年三月二十六日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第十七号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

- 「三重県立鳥羽高等学校・鳥羽市・全日制 定時制」を
- 「三重県立鳥羽高等学校・鳥羽市・全日制」に改める。

附 則

- この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日の前日において三重県立鳥羽高等学校定時制課程に在学している者は、この条例の施行の日に三重県立伊勢まなび高等学校に在学しているものとする。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成二十年三月二十六日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第十六号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十一年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公益法人等々の職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等々の職員の派遣等に関する条例」に改める。

第三条第二号中「三、四四五人」を「三、三七八人」に、「二六七人」を「二六四人」に、「二四六人」を「二三九人」に、「三、八五八人」を「三、七八一人」に改め、同条第二号中「九三七人」を「九八〇人」に、「五五人」を「五二人」に、「一、〇四八人」を「一、〇八七人」に改める。

第四条第一号中「六、三六四人」を「六、三二一人」に、「四一五人」を「四二一人」に、「三六人」を「三八人」に、「四二三人」を「四〇九人」に、「七、三三八人」を「七、二六九人」に改め、同条第二号中「三、五四九人」を「三、五六二人」に、「一六八人」を「一六七人」に、「三二人」を「三一人」に、「一七六人」を「一七五人」に、「三、九一五人」を「三、九一五人」に改める。

附 則

13の条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。